

第2・3学年保護者各位

目黒学院高等学校
校長 関口 隆司

令和7年度就学支援金等について

拝啓 初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、高等学校に在学する生徒にはその在学期間中、国から就学支援金もしくは臨時支援金が交付されます。つきましては、支援金受給に関しまして保護者の皆様に今後の手続について下記の通りお知らせいたします。何卒支援金の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、同封いたしました『令和7年度 就学支援金等(国の制度) 申請手続きのお知らせ』、『ログインID通知書』は、今後の手続に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

敬具

記

支援金を受給するためには、就学支援金オンライン申請システム『e-Shien(イーシエン)』(PC・スマートフォン)にて申請の手続きを行う必要があります。2・3年生は原則年1回(今回の申請「受給資格認定申請」もしくは「保護者等情報変更届出」)が必要ですが、下記のB・C区分に該当する方で、昨年度申請で令和6年7月～令和7年6月分の認定を受けていない場合は、2回申請が必要となります。(1回目審査確定後「収入状況届出」申請)

【手続について】

本年度より全世帯が受給対象となるため、昨年度不認定だった方も世帯年収に関わらず必ず申請してください。

支援金額は算定基準額 (『申請手続きのお知らせ』表面参照) によって区分されます。

A区分 算定基準額 304,200円以上	→ 臨時支援金 年額118,800円
B区分 算定基準額 154,500円以上 304,200円未満	→ 就学支援金 年額118,800円
C区分 算定基準額 154,500円未満	→ 就学支援金 年額396,000円

【申請方法】

- 東京都HP(『申請手続きのお知らせ』裏面 QRコード参照)にて該当する申請者向け利用マニュアルを取得
- 『申請手続きのお知らせ』裏面の「e-ShienログインページQRコード」、あるいは検索(e-Shien ログイン)よりログイン画面にアクセスして下さい。同封の『ログインID通知書』に記載されているログインID、パスワードを入力しシステムにログインして下さい。
- 利用マニュアルを参考に申請をしてください。

申請期間 7月1日(火)～7月15日(火) システムの都合上、期間より前の申請はしないようお願いいたします。

※ 期間を過ぎた後の申請は可能ですが、認定が遅くなります。

申請の手順等についてご不明の点は就学支援金センター(03-6743-5011)へお問い合わせください。

【支給額について】

就学支援金は、生徒が学校に在籍した月数に応じて(最大36ヶ月)支給されます。支給額は保護者全員の所得に応じて決定されます。

※4月～6月分の支給額は保護者全員の令和6年度の課税標準額(令和5年の所得に基づく)を基に算定された基準額、7月～翌年6月分の支給額は保護者全員の令和7年度の課税標準額(令和6年の所得に基づく)により決定されます。

【支給の方法について】

支援金は国から東京都を通じて本学園が代理受領し、授業料の一部に充当させていただいております。生徒本人および保護者には直接支払われることはありません。支援金額は各生徒世帯の収入状況を東京都で審査し、本校の校納金最終引き落とし日(9月)より後の11月中旬頃に決定されます。したがって授業料につきましては一旦お支払い頂いたうえで、本校会計にて精算し本年度末(3月末)までに還付させていただきます。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上